

令和 5 年貝塚市教育委員会会議
第 8 回臨時会会議録

令和 5 年11月16日開会

令和 5 年11月16日閉会

令和5年11月16日（木）午後1時30分
貝塚市役所庁舎 市民福祉センター4階 多目的室

日程 番号	議案		事 件 名	備考
	種別	番号		
1			会議録署名委員の指名	
2			会期決定の件	
3	議案	57	貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件	
4	〃	58	貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件	
5	〃	59	令和6年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件	
6	〃	60	令和5年度教育費補正予算(第5号)の件	
7	〃	61	令和5年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件	
8	〃	62	令和5年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件	

本日の会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名
2. 会期決定の件
3. 貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件
4. 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件
5. 令和6年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件
6. 令和5年度教育費補正予算(第5号)の件
7. 令和5年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件
8. 令和5年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件

出席委員

- | | | |
|-----|-------|---------|
| 1 番 | 西村 卓也 | 教育委員会委員 |
| 2 番 | 新川 秀彦 | 教育委員会委員 |
| 3 番 | 後上 史子 | 教育委員会委員 |
| 4 番 | 幾田 邦華 | 教育委員会委員 |

議案説明のため出席した者

教育部長	檜崎 賀代	教育部参与	秦 真人
教育総務課長	山本 利恵子	学校教育課長	永井 隆幸
学校教育課参事	赤阪 朋子	学校教育課参事	松井 大祐
社会教育課長	見川 直子	社会教育課参事	地村 邦夫
スポーツ振興課長	岸和田谷 貴浩	中央公民館長	甲斐 裕二
図書館長	橋口 真一郎	青少年教育課長	古家 拓実

事務局職員出席者

山本 利恵子	教育総務課長
松浪 京子	教育総務課長補佐
畑中 伸太郎	教育総務課主査

午後 1 時30分開会

○教育長（鈴木 司郎） ただいまから、令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 8 回臨時会を開きます。

これより事務局に本日の出席委員数及び欠席委員等の氏名の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） ご報告申し上げます。出席委員は 4 名であります。

以上で報告を終わります。

○教育長（鈴木 司郎） ただいま報告のとおり、出席委員は 4 名をもちまして会議は成立しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより事務局に諸般の報告を求めます。

○事務局（山本 利恵子） 諸般の報告を申し上げます。

本日開会されました令和 5 年貝塚市教育委員会会議第 8 回臨時会は、11 月 13 日付で招集告示し、本日の開議時刻を午後 1 時30分と定めてご通知申し上げます。

今回の提案事件は、議案 6 件であります。

なお、本日の議事説明員として、出席を求めた事務局の職員の職氏名は、プリントしてお手許へ配付いたしているとおりであります。以上で報告を終わります。

○教育長（鈴木 司郎） これより日程審議に入ります。日程第 1、会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 54 条の規定により、2 番 新川 秀彦 委員、4 番 幾田 邦華 委員を指名いたします。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 2、会期決定の件を議題といたします。今回の会期は招集日の 1 日に決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は 1 日に決定いたしました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第 3、議案第 57 号 貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第 57 号 貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第 57 号 貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

令和 6 年 4 月に義務教育学校が開校することを受け、貝塚市教育委員会公印規則の一部を改正するものです。

参考資料に規則の新旧対照表をお示ししていますので、ご参照のうえ、ご確認いただきますようお願いいたします。

校名が「二色学園」になることから、学校印及び学校長印について学園印、学園校長印を使用できるよう改正を行います。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第4、議案第58号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

議案第58号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 議案第58号 貝塚市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

現在、学校事務は学校事務支援室を設置し、事務支援室長である主幹を中心として、市内の小中学校を2つのグループに分け、事務の繁忙期の対応や事務経験の浅い職員の支援や助言を行う、学校事務共同実施を進めているところです。

先般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校事務の共同処理を行う組織として、共同学校事務室を置くことができると定められました。これを受け、本市においても、法令に準じ、規定を整備し、共同学校事務室を設置しようとするものです。

なお、本市では、現在の事務支援室が共同学校事務室となり、学校事務における運営や処理等については、今までと変更することなく、共同で事務処理することで、教育及び学校運営の向上に寄与できるよう努めてまいります。

以上のとおりでありますので、何卒よろしくご審議のうえ、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。事務支援室から共同学校事務室へ名前が変わるだけと理解してよろしいですか。松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 現在、貝塚市における学校事務共同実施のレベルは相当高いものでして、共同学校事務室と同じ内容のことができておりますので、先ほどご説明にあった法令に準じる形で、現在の事務支援室から共同学校事務室へと名前を変えるだけとお考えいただいて問題ありません。

○教育長（鈴木 司郎） 幾田 邦華 委員。

○委員（幾田 邦華） 改めることによって、子どもたちにとってどのようなことがプラスになるかを教えてください。

○教育長（鈴木 司郎） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 直接的に子どもたちに資するということはありませんが、間接的には子どもたちに還元があるものと考えます。具体的に、共同学校事務室になることによって、更なる事務の支援や適正化が行われることによって、先生方の働き方や保護者の方への支援に繋がり、結果的に大人が子どもに関わる時間が一定確保されることが想定されますので、子どもたちに資するものであると考えております。

○教育長（鈴木 司郎） これまでの事務支援室に対する加配措置は、共同学校事務室になっても継続されるのですか。松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 今回の法律のほかに、教職員の標準定数を定める法律の変更がございまして、そちらに共同学校事務室を置いている学校に事務加配をすると明記されておりますので、今までと同じく安定して加配が期待できるものと考えております。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第5、議案第59号 令和6年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件を議題といたします。

議案第59号 令和6年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。秦 真人 教育部参与。

○教育部参与（秦 真人） 令和6年度貝塚市立学校園教職員人事基本方針の件につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度末及び令和6年度当初の本市の公立幼稚園、小・中学校及び義務教育学校教職員の人事を行うに際し、その基本方針を定めようとするものであります。

本市の教職員人事基本方針は、大阪府公立学校教職員人事基本方針及び人事取扱要領をもとに各事項を設定し、対応していきたいと考えております。

その基本方針は、教職員の人事におきましては、教職員の経験を豊かにし、資質を高め、活力のある学校園づくりを目指すものであります。校園長、副校長及び教頭の人事におきましては、その職責にふさわしい、高い識見と指導力を備えた人材の育成を図ろうとするものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育課教職員人事担当参事からご説明申し上げますので、何卒よろしくご審議の上、賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 最初に人事基本方針からご説明させていただきます。

この人事基本方針は、大阪府の人事基本方針をうけ、貝塚市公立学校園の管理職及び教職員の人事に関する方針を定めたもので、大きく5点について挙げております。

1点目は、教育目標達成にむけ、適材を適所に配置すること。

2点目は、児童生徒数の増減を的確に把握し、計画的な人事異動を行うこと。

3点目は、教職員の力量を高めるため、市町間、校種間の交流人事を進めること。

4点目は、新規採用者について、豊かな人間性を有する人材の確保ができるように、大阪府教育委員会に働きかけること。

5点目は、管理職について、高い識見と指導力を備えた人材育成に努めること。としています。

続いて人事取り扱い上の留意事項について、ご説明させていただきます。

大きな1番、教職員の人事については

(1)①教職員の構成について年齢や性別などを配慮し配置の適正化を図ること。

②個に応じた多様な教育が展開できるように教職員を配置すること。

(2) 学校の活性化を図り、教職員の意欲の向上を図る人事を推進すること。

(3) 異動及び配置換につきまして、勤務年数が長期にわたる教職員については、次の点に留意してまいります。

①新規採用者で、同一校園で4年以上勤務する教職員については、6年を目途として、異動を行ってまいります。

②新規採用者以外の者は、6年から10年を目途として計画的に異動を行ってまいります。

なお、10年目をむかえる者及び下記に示した教職員の個別事情については、必要と認める場合は大阪府教育委員会と協議を行ってまいります。

③市を越えた人事交流の推進により学校園の活性化を図ります。

④新規採用教員の資質向上の観点から適正な配置を行います。

なお、下記のア～エに該当する個別事情については、考慮してまいります。

大きな2番、校園長、副校長及び教頭の人事につきましては、学校園運営の能力等を十分考慮し、学校園の実情を勘案の上、配置してまいります。

また、管理職となる人材を広域的に任用する、女性教職員の任用を積極的に推進する、としておりま

す。

大きな3番の、女性教職員につきましては、男女共同参画の観点から、能力を十分考慮し、学校園運営の中心的な役職に任用するよう校長に指導してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。新規採用者以外の異動対象者の継続勤務年数において、今年度は6年から10年で、来年度が5年から9年になるという認識で合っていますか。

○学校教育課参事（松井 大祐） その通りです。

○教育長（鈴木 司郎） 西村 卓也 委員。

○委員（西村 卓也） 女性教職員の任用を積極的に推進するとありますが、任命するのは大阪府教育委員会となる中、貝塚市としてはどのような対応をしているのですか。

○教育長（鈴木 司郎） 松井 大祐 学校教育課参事。

○学校教育課参事（松井 大祐） 採用としては府が行いますが、より多くの女性のかたに積極的に採用試験を受けていただけるように、例えば我々から大学への働きかけ等を通じて、大阪府の教職員になろうと思うかたを男女関係なく募る活動を学事担当としてさせていただいているところであります。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第6、議案第60号 令和5年度教育費補正予算(第5号)の件を議題といたします。

議案第60号 令和5年度教育費補正予算(第5号)の件

○教育長（鈴木 司郎） これより議案の説明を求めます。檜崎 賀代 教育部長。

○教育部長（檜崎 賀代） 議案第60号 令和5年度教育費補正予算(第5号)の件について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本件につきまして、ご審議いただきたく存じます。

5ページの債務負担行為の表をご覧ください。

債務負担行為は、複数年度にわたって事業を実施する際に、将来債務として発生する市の負担について、地方自治法第214条に基づき、予算にその期間と負担の限度額を設定するものであります。

この度、木島小学校給食棟屋根防水改修工事及び総合体育館外壁改修工事につきましては、令和5年度中の工事完了が困難であると見込まれることから、債務負担行為を設定し、来年度工事完了後に支出行為を行おうとするものであります。

以上のとおりでありますので、何卒、よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（鈴木 司郎） ○教育長（鈴木 司郎） 議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。債務負担行為において、年度当初に予定していなかった工事を年度途中に2つ行われるわけですが、それぞれどのような状況になっているのかを詳しく教えてください。山本 利恵子 教育総務課長。

○教育総務課長（山本 利恵子） 木島小学校の給食棟につきましては、年度途中から雨漏りが始まり、やはり給食棟でありますので、カビの発生等、衛生的にも良くないということから緊急で債務負担行為

を取らせていただきました。工事は完了しませんが、年度内に契約行為ができるような手続きをいたしました。

○教育長（鈴木 司郎） 岸和田谷 貴浩 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（岸和田谷 貴浩） 総合体育館につきましては、以前より外壁塗装の剥離はありましたが、8月15日の台風第7号の強風により、剥離した塗装膜が近隣の住宅に飛散するという事態が起きましたので、緊急で補正予算を上げさせていただきました。

○教育長（鈴木 司郎） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第7、議案第61号 令和5年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件を議題といたします。

議案第61号 令和5年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和5年貝塚市教育委員会会議第4回定例会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○

○

○教育長（鈴木 司郎） 次に日程第8、議案第62号 令和5年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件を議題といたします。

議案第62号 令和5年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録承認の件

○教育長（鈴木 司郎） お諮りいたします。令和5年貝塚市教育委員会会議第7回臨時会会議録の朗読は、省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、会議録の朗読は、省略することに決定されました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

質疑はないものと認めます。

これよりご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

ご意見もないようですので、これより採決いたします。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

○ ○

○教育長（鈴木 司郎） これをもちまして、令和5年貝塚市教育委員会会議第8回臨時会を閉会いたします。

午後1時49分 閉会

貝塚市教育委員会教育長	
貝塚市教育委員会委員	
貝塚市教育委員会委員	